

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の109以上100分の185以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の136以上100分の225以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の99以上100分の109未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122以上100分の136未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の89.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の109.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の89.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の109.5未満</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の105以上100分の170以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の131以上100分の210以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の93.5以上100分の105未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の116.5以上100分の131未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の82</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の102</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の102未満</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p>

<p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42.5超</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の42.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の42.5未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の40超</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の40</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の40未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>
<p>2 第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の40超</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の40</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の40未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42以上</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の52以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の38.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の48.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の38.5未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の48.5未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年12月1日から施行する。